

令和5年度 第7回調布市高齢者福祉推進協議会 議事要旨

令和5年12月14日(木) 午後6時30分から
たづくり12階大会議場

- 1 開会
- 2 報告事項
 - (1) パブリック・コメント
 - (2) 合同説明会
- 3 議題
 - (1) 計画素案(総論)について
 - (2) 計画素案(各論・1章)について
 - (3) 計画素案(各論・2章)について
- 4 事務連絡
- 5 閉会

1 開会

2 報告事項

○**事務局** 高齢者総合計画における、市の施策の根幹となるような重要な政策については、多くの市民が参加する機会を確保しながら、市民と行政が一体となり、策定・推進していくことが重要です。昨年度には住民懇談会を実施しましたが、本推進協議会もその一つです。計画策定まで、残すところ3カ月強となりましたが、パブリック・コメントや合同説明会でも、市民の皆様から多くの意見をいただき、計画に適切に反映していきたいと考えています。

(1) パブリック・コメント

○**事務局** パブリック・コメントは、市が政策等を策定する過程において市民の誰もが意見を述べることのできる機会を保障し、市民参加による開かれた市政の推進を図るとともに、行政の説明責任を果たし、公正性・透明性を向上させることを目的として実施しています。実施期間は12月20日(水)から令和6年1月19日(金)までの約1カ月間で、「市報ちょうふ」や市ホームページで周知しています。意見を述べる方は、市内の公共施設に用意した意見提出用紙か、メール、FAX、郵送、あるいは特設サイトにおける専用フォームにて投稿することができます。実施期間終了後、いただいた意見に対する市の考えや対応等を付して、市内の公共施設や市ホームページ等で公表します。次回以降の推進協議会においても順次報告していきます。

(2) 合同説明会

○**事務局** 合同説明会は、「高齢者総合計画」「地域福祉計画」「障害者総合計画」の、いわゆる「福祉3計画」が同時改定を迎える6年ごとに実施しており、今年がその年に該当します。各計画の担当者が集まり、計画を紹介するとともに参加者と意見交換を行います。「高齢者総合計画」からは顧問にご出席いただき、計画の概要を説明していただく予定です。開催日時は12月23日(土)10:30からで、調布市総合福祉センター2階の会議室で開催します。どなたでも参加していただけますので、興味のある方等お問い合わせの上お越しください。こちらの実施結果も、計画に適切に反映していく予定です。

○顧問 報告事項について、質問はございますか。それでは、議題（１）「計画素案（総論）について」事務局より説明をお願いします

3 議 題

（１） 計画素案（総論）について

○事務局 資料7-3は、今まで皆さんと議論してきた内容も踏まえて作成し、今回と次回の推進協議会でいただく意見により確定していきます。パブリック・コメントでは、この素案がベースになったものを市民の皆さんにご覧いただき意見を伺う予定です。

本計画では、「資料編」として「用語集」を用意しています。計画には専門的な用語も出てくるため、適宜活用していただきたいと思います。

さて、総論については、1章から3章で構成されております。1章では、高齢者総合計画の策定にあたっての前提となる考え方や計画の位置づけを記載しています。2章では、高齢者を取り巻く状況として、市の現状を数字で振り返るとともに、8期計画の評価として、主な取組や各種調査の結果、課題等を記載しています。そして、3章では、第9期計画の基本的な考え方、施策の方向性をお示しております。

それでは、簡単にではありますが、総論の構成について紹介させていただきます。

まずは第1章についてです。5ページ目をご覧ください。こちらでは、他計画との関係について説明しています。推進協でみなさんと議論する中で、各事業が一つの分野で完結することの方が稀であることを、皆さんも実感されているところかと思えます。高齢者総合計画は、地域福祉計画や医療、障害・子育て、防災・街づくりといった他部署・他機関との連携が欠かせません。また、今年度に新たに示された市の上位計画である基本構想・基本計画との整合はもちろん重要であります。今年度は、福祉3計画が同時改定ともなりますので、各施策の方向性を共有し、分野を超えて包括的な支援体制を整備・推進していくため、市でも関係部署でプロジェクトチームを立ち上げ計画策定を進めてきました。6ページには、計画策定の体制として、計画ができるまでの流れを記載しています。報告事項でも説明したとおり、この推進協や住民懇談会・合同説明会・パブコメ等の市民参加の機会を確保するとともに、各種調査結果を踏まえて、今の課題やこれからの取組を皆さんと検討してまいりました。今後は、国の介護保険制度の改定等も反映させながら、計画をまとめていくこととなります。

次に、13ページをお開きください。ここから総論の第2章になります。数字を用いて、市内高齢者の状況や第8期計画中の取組の結果を振り返っています。13ページに高齢者人口・高齢化率、14ページに高齢者世帯、15ページに認知症高齢者の状況を記載しています。

23ページからは、介護保険事業の状況として、被保険者数や認定者数、給付費の状況・推移を数字で振り返っています。

28ページからは、第8期計画に位置付けた各施策の取組状況の評価を記載しています。

29ページには、第8期計画の各論第1章地域包括ケアシステムの進化・推進について、記載しています。この章では、地域包括支援センターの機能強化、地域の見守り体制の充実、医療と介護の連携強化の3施策について、振り返りを行っています。また、評価指標の達成状況や、各種調査の結果も併せて記載しています。

同じように、30ページ中段から、第2章介護予防の取組と生活支援の展開について、31ページ下段から、第3章安心して暮らすための環境づくり、34ページ下段から、感染症が流行しても途切れないつながりの構築について、35ページ下段から、介護保険事業の円滑な運営について記載しています。

38ページからは、高齢者を取り巻く課題まとめとして、ここまでの取組の実績や調査の結果、8期振り返りなどを踏まえて、各論ごとに課題を整理しています。

続いて、41ページをお開きいただくと、ここから総論最後の章となります第3章が始まります。こちらでは、第9期計画に焦点をあてた基本的な考え方を示しています。

第1節では、地域福祉計画、高齢者総合計画、障害者総合計画の福祉3計画が同時改定となりますので、これらの福祉3計画に共通する背景を記載しています。

44ページには、共通の将来像・基本理念、45ページには、高齢独自の第9期テーマを記載しています。なお、テーマは案ですので、他に提案・助言等いただくと幸いです。もっと短い方が良いとの意見もいただいておりますので、もう少し見直したいと考えています。

46ページには、福祉圏域について、47ページから、福祉圏域ごとの人口や調査結果から分かる特徴を記載しています。特徴的な圏域を一つ紹介させていただくと、49ページの⑥染地・杉森・布田圏域です。こちらは、高齢者の数は他の圏域と比較しても多い部類には入りませんが、高齢化率が2番目の第二・八雲台・国領圏域と比較して1ポイント近く高くなっています。このように市内で最も高齢化が進んだ地域ですが、健康リスクは全体的に低く、地域交流・活動も盛んであり、福祉施策の認知度も高いエリアであるとの結果になりました。様々な要因が考えられますが、高齢者が身近にいることの相乗効果、意識・行動の高め合いがあるのかなとも考えており、深く分析し、その要因を探れればと考えています。

最後に、51ページには、第9期の施策体系と、調査結果による市民の要望・関心の高い施策・テーマを参考にしながら、重点施策を7つ設定しています。

簡単にではありますが、以上で総論の説明を終わります。

○顧問 ご意見があれば挙手をお願いします。

○モニター員 13ページのグラフに令和22年(2040年)の推計値が記載されていますが、この年は団塊ジュニア世代が高齢期を迎えます。この数字については何かの冊子に載っているのですか。

○事務局 市民の人口の推計は、調布市の政策部門で行っており、令和4年3月に「調布市の将来人口推計」が発表されています。数字はそこから引用しています。

○モニター員 それでは、ある程度信頼性のある数字であるわけですね。

○顧問 用語の説明があるようですが、このような説明があることは文章中でわかるのでしょうか。用語に対して印を付け、わからない場合にはどこを見ればいいのか示すようにするとわかりやすいのではないですか。

○事務局 後ろの用語集に説明があるキーワードについては、目印などを付けてリンクさせるように見せていきたいと思います。

○モニター員 第8期から変更した点や改善した点等について説明していただきと思います。

○事務局 28ページと51ページを見比べてください。大きな変更はありませんが、見直した点は、第8期の「第4章 感染症等が流行しても途切れないつながりの構築」を、現在はポストコロナに移行していますが、すべてカットしてしまうのではなく、第9期では「基本目標3 安心して暮らすための環境づくり」の「3-7 災害・感染症等への備え」に組み替えています。

また、第8期の「第3章 安心して暮らすための環境づくり」の「1 認知症支援の充実」と「2 認知症への理解促進」は、第9期では「基本目標3 安心して暮らすための環境づくり」の「3-1 認知症施策の推進」として1つにまとめています。

計画の全体的な傾向として、第8期ではかなり細かく記載したためボリュームが大きくなり、市民が手に取り読み込むことが難しいと感じるものになってしまいました。第9期では市民にとって見やすくなるように、ある程度ページ数を抑えて簡潔に記載するよう心がけました。第8期では170ページ近くありましたが、第9期では130ページ程度に収まめる予定です。

○顧問 違いはあまりなく基本的な枠組みは同じであり、第9期では第8期との比較ができるような説明文が出てくると思われます。そうすることで第9期の特徴を示すことになるため、各論部分で変更点がわかるような資料が必要ではないかと思われますのでご検討ください。内容を強化しただけの部分についてもわかるようにしていただくことが大事だと思います。

他にはございませんか。それでは、議題（２）「計画素案（各論・１章）について」事務局より説明をお願いします。

（２） 計画素案（各論・１章）について

○事務局 それでは、資料7-3の53ページをお開きください。

各論第１章、地域包括ケアシステムの深化・推進については、３つの施策で構成されています。１つずつ見ていきたいと思います。

まずは、施策 1-1、地域包括支援センターの機能強化についてです。

施策の方向性として、地域包括ケアシステムの中核となる包括の役割を維持していくため、その機能・体制の整備に引き続き取り組みます。介護人材の不足や業務量・役割の増加にも配慮して進めていきます。また、適切な評価制度・ICT化等により、業務の効率化・標準化の推進、市や関係機関と連携した困難・個別事例等への対応力・援助力の強化・向上を図ります。

個別の施策として、１地域包括支援センターの評価、２地域包括支援センターの周知、３認知症施策の推進、４介護予防・健康づくりの推進、５在宅医療と介護の連携促進、６地域ケア会議等のネットワークの充実、の６つです。

１地域包括支援センターの評価では、包括と市で引き続き事業運営評価を行うとともに、地域包括支援センター運営等協議会での事業報告・審議等を通じ、課題の把握・共有、業務改善、運営の標準化、人員配置・運営のサポートを行います。その際、各担当の役割や各種会議を整理し、効率的な人材活用、事業運営を促進していきます。また、利用者評価の効果的な活用方法やケアプランデータ連携システムの導入・活用を検討していきます。

２地域包括支援センターの周知では、地域の身近な相談窓口として、元気高齢者や若年層を含む多様・多世代への周知とともに、広報協力員をはじめ、関係機関・団体、庁内外の多事業とも連携しながら積極的な広報を展開してまいります。

３認知症施策の推進では、認知症地域支援推進員を中心に、認知症初期集中支援チームや地域の医療機関等と連携しながら、認知症の早期発見・早期対応、相談支援体制の充実を図ります。また、チームオレンジに係る支援者の育成や認知症の普及啓発、認知症カフェや認知症サポート月間の充実、ネットワークづくりを推進します。

４介護予防・健康づくりの推進では、地域支え合い推進員との協働のもと、自立支援・重度化防止の視点による介護予防ケアマネジメント、「運動機能の向上」・「社会参加」のための通いの場や自主グループの立ち上げ・活動支援、活動の多様化を促進します。また、介護予防・健康づくりを意識・習慣化するため、既存事業との連携や多様な主体との協働のもと、効果的・効率的な啓発を推進します。

５在宅医療と介護の連携促進では、ちょうふ在宅医療相談室とも連携しながら、ACPや入退院時の切れ目ないケア、またリハビリによる心身機能や生活行為の維持・回復の観点による、在宅療養時の適時適切なサービス・支援の提供に取り組みます。

６地域ケア会議等のネットワークの充実では、地域課題の発見、資源開発、ネットワーク構築・地域づくりなどの視点で関係者間の議論を深めながら、地域課題の解決や施策形成に努めていきます。また、多様な分野の関係者を巻き込みながら、各圏域で把握した課題・ニーズ・特性等を共有していきます。さらに、各会議の役割・機能を整理・再編しながら、効率的・効果的に事業展開、ネットワーク強化を図ってまいります。

次に、56ページをお開きください。施策 1-2、地域の見守り体制の充実についてです。

施策の方向性として、増加するひとりぐらし高齢者や認知症等高齢者が地域で安心して暮らすためのインフォーマルサービスを活用した見守り支援の充実に取り組みます。地域住民・団体・企業との多様で柔軟な連携・活動を推進します。特に、見守りネットワーク「みまもっと」を通じて、高齢者の孤立防止や互助体制の強化を図ります。

個別の施策として、１見守りネットワーク「みまもっと」の周知、２協力団体・体制の充実、３見守りサポー

ター「みまもりさん」の養成、の3つです。

1見守りネットワーク「みまもっと」の周知では、若年層を含めた幅広い世代の市民、また市内でお仕事をされている方々を対象に引き続きPRを行っていくとともに、各協力者の特性・事情等に応じた柔軟な見守り手法を提案・検討していきます。また、みまもっと担当を中心に、地域住民・団体や関係機関等に協力の輪を広げ、それぞれの地域の特性や個々の対象者に応じた見守りの提供、生活しやすい地域づくりを推進していきます。

2協力団体・体制の充実では、8圏域あるAゾーンにおいては、地域包括支援センターを核とし、地域の特性・実情等に応じた見守りの提供と関係者間の連携強化、理解促進を図ります。また、Bゾーンにおいては、市民・地域企業等への市全体的な普及啓発・理解促進を図るとともに、協力者・団体等への事業方針・役割の明確化、Aゾーンと連携した課題・好事例の情報共有等を推進します。

3見守りサポーター「みまもりさん」の養成では、引き続き、市民・協力団体等の多様な主体にみまもりさん養成講座を実施し、協力者・理解者のすそ野拡大に取り組みます。また、事業が形骸化しないよう、協力団体に所属されている一人ひとりに、事業の目的が理解・認知されるよう、丁寧な周知に努めてまいります。また、通報内容を検証し、その内容・傾向を共有していきます。

最後に、58ページの施策1-3、医療と介護の連携強化についてです。

施策の方向性として、高齢者になるほど増加する医療と介護の両方の支援ニーズに応えるため、在宅における療養生活の支援、医療・福祉と在宅療養者をつなぐ相談・コーディネート機能の充実に取り組みます。また、引き続き、三師会、相談室を中心に、保健所・包括等とも連携しながら、包括的・継続的な在宅療養支援に取り組みます。

個別の施策として、1在宅医療・介護連携推進事業の推進、2相談・コーディネート機能の充実、3ちょうふ在宅医療相談室の利用促進、4在宅療養に関する情報提供、の4つです。

1在宅医療・介護連携推進事業の推進では、8期に引き続き、医師会・ちょうふ在宅医療相談室と連携しながら相談・支援の充実、連携体制づくりの強化を進めていきます。また特に、第9期では厚生労働省が示す在宅療養者の生活の場において、医療と介護の連携が求められる4つの場面、日常時、入退院時、急変時、看取りの4場面を想定した取組を推進していきます。

2相談・コーディネート機能の充実では、今後も増加が見込まれる医療・介護の両方の支援ニーズに対応するため、ケアマネジャーや介護職員を対象に、医療情報（医療処置・専門用語）や連携方法等の学習機会を提供していきます。また、他業種間での顔の見える関係性の強化や、MCS（メディカル・ケア・ステーション）の活用を今後も推進していきます。

3ちょうふ在宅医療相談室の利用促進では、相談室の一層の周知を図り、市民の方に在宅医療に関する情報を広く提供していきます。また、相談室が主催する調布市在宅療養推進会議が、関係者間の在宅医療に関する情報の共有、三師会と地域包括支援センター等との連携促進、新たな取組の検討の場となるよう連携して取り組んでまいります。

4在宅療養に関する情報提供では、療養者が住み慣れた地域で安心して主体的な生活を送るため、また、家族の身体的・精神的負担を軽減するため、在宅医療に関するニーズの把握、情報の提供に努めていきます。

以上で各論第1章の説明を終わります。

○顧問 質問はございませんか。

○委員 57ページの「みまもっと」の協力体制図について、施策の「(2)協力団体・体制の充実」の概要では、各地域がAゾーンで市全体がBゾーンとなっていますが、図ではAとBが逆に示されています。どちらが正しいのでしょうか。

また、「三師会」という言葉がよく使われていますが、一般市民にはわかりかねるのではないかと思いますので、用語集に説明を入れていただきたいと思います。

○事務局 AゾーンとBゾーンについては、図のほうが間違っており、市全体がBゾーンで地域がAゾーンです。

(資料修正済み)「三師会」については用語集に付け加えるように検討いたします。

○顧問 そもそも「三師会」と表現したほうがいいのですか。

○事務局 計画に記載する際、すべての会の名称を記載すると長くなりますので「三師会」と表現できるころはそのように記載しましたが、「三師会」があまり一般的な言葉ではないということであれば、見直しを図りたいと思います。

○顧問 絶対に使わなくてはならない用語ではないため、一般的な用語かどうかは周りに聞いて判断してください。

○委員 医師の間では使っていますが、市民から見たらどうでしょう。「医師会・薬剤師会・歯科医師会(三師会)」と記載し「以下、三師会とする」とする方法もあります。全部記載すると文字数の問題もあり大変ですが、親切でもあります。

○顧問 各会は、役割も規模も違うためそれぞれを記載してもいいと思いましたが、ご検討ください。

また、60ページの「ちょうふ在宅医療相談室」と「高齢者支援室」との関係を明確にしておいたほうが「ちょうふ在宅医療相談室」の負担が生じず、市が十分関わっているといったほうがわかりやすいのではないのでしょうか。自治体で、このように強化されているところはそれほど多くなく、調布市は抜きんでいます。行政がバックアップすることをしっかりと記載し、活動しやすいような環境整備をするほうがいいと思いますが、当事者である先生からはどうですか。

○委員 大変ありがたいと思います。実際に「ちょうふ在宅医療相談室」の相談員も勉強会に出て事業計画を立てており、行政がどう考え一緒にやるかが重要で力強く感じると、講師の方々もおっしゃっていたそうです。もちろん自分たちも考えますが、そもそも調布市をどういうふうにしていくかという市の考えもしっかり表明していくと、いろいろなことが動かしやすいということを、事業計画を立てる段階で指導を受けることができたのはありがたいです。

○顧問 そういうことをはっきりと出したほうがいいということですね。

○モニター員 ところどころに、イメージ図やイラストが入っていますが、まったく知らない人にとってはイメージしにくいと思われます。例えば「ちょうふ在宅医療相談室」の写真等の、イメージしやすいものを使ってはどうでしょうか。

○顧問 大事な視点ではありますが、ご意見として伺っておきます。工夫する時間をいただきたいと思います。

○顧問 施策の下に、指標があるものとなないものがありますが、それについての説明はありません。なぜそのようにしたのか、冒頭に見方を記載すべきではないでしょうか。

○顧問 このことも、ご意見として伺っておきます。

○委員 コンパクトに必要なことが盛り込まれていると感じました。ACPの大切さや、特に急変時の対応のあたりや、市全体で見守っていくという姿勢が、イラストで表されていると思います。写真等が入るとより明確になるとは思いますが、手に取って覗きながらこれは何かと考えやすいように工夫されていると思います。

○委員 「ACP」とは、日本版アドバンス・ケア・プランニングにおける「将来の心づもり」ということです。「将来の心づもり」としたほうがわかりやすいと思われるため、用語集で説明してもいいのですが、「ACP(将来の心づもり)」と表記することは難しいでしょうか。

○委員 まだまだわかりにくく、浸透もしていないようです。「将来の心づもり」のような言葉をつけ加えたほうが、読んだ方には入っていきやすいかもしれません。

○顧問 今のご意見は検討いたします。

○委員 58ページに「みまもりさん」の養成についての記載がありますが、計画を手取る方に少しずつ参加していただきたいと思います。56ページに「みまもっと」のイメージ図があり、「みまもりさん」は図中の「大丈

夫かな、心配だなあ・・・」と思っている人にあたると思われます。「みまもりさん」になりたいと思った方は、「みまもりさん養成講座」を受ければいいのかというつながりが、わかりやすく記載されたいのではないのでしょうか。

○事務局 同じものなので、文章を読んで理解しやすくなるようにしたいと思います。見直しを図ります。

○顧問 他にはございませんか。それでは、議題（３）「計画素案（各論・２章）について」事務局より説明をお願いします。

（３） 計画素案（各論・２章）について

○事務局 それでは、61 ページをお開きください。各論第２章、介護予防の取組と生活支援の展開については、２つの施策で構成されています。１つずつ見ていきたいと思います。

まずは、施策２－１、介護予防の取組についてです。施策の方向性として、健康寿命の延伸や生活の質の向上、また、各種アンケート調査からも介護予防や健康維持に市民の関心が高いことから、第９期においても積極的な介護予防に取り組みたいと考えています。「10の筋力トレーニング」を始めとした運動機能の維持・回復の視点に加え、栄養や社会参加の側面にも着目し、生活機能全体の向上、趣味・生きがい等を持てる生活環境・地域づくりの促進にも併せて取り組みます。また、第９期においても高齢者保健事業・介護予防一体的実施事業を通し、介護予防と医療の円滑な連携・対応を推進していきます。

個別の施策として、１活動場所・グループへの支援、２自立支援・重度化防止の推進、の２つです。

１活動場所・グループへの支援では、市が主催している様々な介護予防事業について、市民の関心が高いテーマを採用したり新規受講者の優先受付を検討するなど、より効果的な開催に努めていきます。また、同様の事業を展開する関係部署・団体等との情報共有を図りながら、介護予防の効果的・効率的な普及啓発を進めてまいります。その際、フレイルの要因である「栄養」や「孤立」にも着目し、接触嚥下や社会参加の視点での介護予防にも取り組んでまいります。特に、社会参加においては、身近な場所で参加できる多様な居場所づくりが重要になることから、地域支え合い推進員や民間企業等と協力しながら、高齢者の活動の活性化や市民・地域のニーズに即したグループ等の立ち上げを支援していきます。

２自立支援・重度化防止の推進では、高齢者保健事業・介護予防一体的実施において、KDB システム等を活用して課題を抽出しながら、生活習慣病等の疾病予防や重症化予防に取り組んでいきます。併せて、通いの場・自主グループ等において、様々な資源を活用しながら、高齢者の状態把握やフレイル等の早期発見、生活機能の低下防止につながる事業に取り組んでまいります。加えて、福祉用具や住宅改修等に関する専門的な相談支援や研修の実施、地域ケア会議等との連動を図っていきます。

次に、63 ページをご覧ください。施策２－２、生活支援の展開についてです。

施策の方向性として、長期的に高齢者の増加や生産年齢人口の減少が見込まれていることから、介護・医療等の専門サービスの充実に加えて、地域のつながりである互助の強化による生活支援の充実が欠かせません。複雑化・多様化するケースに対して、地域住民・団体、ボランティアや民間企業等の活力・資源を活かしながら、また、新たなサービスの担い手として期待される若年層や男性の掘り起こしを進めながら、多様な高齢者の活躍の場の提供、地域・高齢者のニーズに即した支援・活動を実現していきます。

個別の施策として、１地域支え合い推進員の活動充実、２協議体の整備及び拡大、３高齢者の社会参加による介護予防や住民主体の支援活動等の推進、４総合事業の実施、の４つです。

１地域支え合い推進員の活動充実では、第１層と第２層が一体となって、既存の活動や新たな住民主体による活動を伴走支援していきます。また、地域福祉コーディネーターや地域包括支援センター、地域住民・団体、民間企業等との協働を促進し、地域に根差した活動、活動できる場・環境の整備を進めていきます。また特に、誰もがいつでも気軽に立ち寄れる常設の通いの場の充実にも力を入れて取り組んでいきます。

２協議体の整備及び拡大では、第１層協議体のセカンドライフ応援キャンペーン運営検討会と第２層の協議体

が、互いの取組や情報を共有し、役割分担しながら、地域課題の把握・解決に資するネットワークづくりを推進していきます。

3 高齢者の社会参加による介護予防や住民主体の支援活動等の推進では、地域とつながりが薄い方へのアプローチ、地域団体・民間企業との協働、インフォーマルサービスの拡充、ボランティア・元気高齢者の活躍・活動促進、ボランティアポイントの検討等を行っていきます。

4 総合事業の実施では、それぞれの活動団体の意向をくみ取りながらサービスB・Cの可能性や有効性を検討していきます。また、介護予防ケアマネジメントの検討、総合事業を支える福祉人材の整備に取り組んでまいります。

以上で、各論第2章の説明を終わります。

○顧問 ご意見があればお願いします。

○モニター員 取組内容が偏っているというか消極的な感じがします。若年層も含めた幅広い層への、将来的な介護状態や認知症の予防になるような施策が欠けているのではないのでしょうか。64 ページの「(3) 高齢者の社会参加による介護予防や住民主体の支援活動等の推進」は非常にいいと思いますが、今後高齢者が増えていく中で、介護予防というよりは、元気な高齢者をどのように拡大していくかが重要です。運動や食事の面で公表されているデータを提示し、高齢者のみならず高齢者予備軍にも自発的な取組を促すことが必要ではないのでしょうか。若い人は将来自分も高齢者になり、中年の人はそろそろ問題が出てくることもあるため、気を付けなければならないことを周知徹底していくことが、学校教育も含め大事ではないかと思います。

63 ページの「(1) 地域支え合い推進員の活動充実」に「常設通いの場の充実を図ります。」とありますが、どういったことかわかりませんので具体的に記載していただきたいと思います。

○事務局 元気高齢者の運動習慣等については、フレイルになる前の方でもしっかりと習慣を身につけてほしいと考えています。市のスポーツ部局で今年度に計画を策定しており、我々と情報共有をしながらシニアスポーツの振興事業を図っていかうとしています。スポーツ協会や総合型の地域のスポーツクラブとも連携しながら、シニアのスポーツ振興について、元気な高齢者を含めて取り組んでいくことを計画に落とし込む予定です。このような他の計画とも連動しながら、我々も力を入れて推進していきたいと考えています。

○顧問 介護予防には、第1次予防・第2次予防・第3次予防があります。第1次予防には今のような議論が当然あり、他の計画との整合性を取りながらも、元気な方にはそのまま元気でいただくということは不可欠なことです。書き方を工夫したほうがいいと思います。第2次予防はフレイル予防、第3次予防は寝たきり予防なので、それぞれの配慮が必要です。従来あった老人保健法は、40歳の予防を前面に出していました。現在その法律はなくなっていますが、そことの関係をどうするかは検討していただきたいと思います。「常設通いの場」についての回答をお願いします。

○事務局 現在、調布市がサポートしている居場所としては、仙川の「POSTO」、柴崎の「彩ステーション」、富士見町の「ふふ富士見」、多摩川住宅内の「みんなの部屋」の4カ所があります。次年度に向けてさらに何カ所か追加されそうで、機運が高まってきています。高齢者を中心にした全世代型の居場所づくりを民間の方々の有志団体によって運営されています。市は事業として、スタートアップ時に補助金等でサポートしていますが、そこをさらに強化していこうとことで記載しました。説明が不足しているようなので検討したいと思います。

○顧問 「常設通いの場」は普及している用語ではないため、わかりやすい表現にするか、説明を加えなければならないと思います。

○モニター員 市の施策というと、場をつくったり組織をつくったりする展開が中心になると思います。しかし、私は毎日散歩したりラジオ体操をしたりしていますが、そういった個人レベルでやったほうがいいことを喚起するようなことを記載してもいいのではないのでしょうか。テレビでも、やっている人とやっていない人との差を数字で出しています。なるべく健康でいたいとかボケを遅らせたいとか、フレイルの予防も含め、個人でできるよ

うなことも重要です。

○顧問 ご意見として伺います。

○委員 63 ページの「(1) 地域支え合い推進員の活動充実」に「新たなサービスの担い手の発掘・育成」とあり、これは難しいことであると思いますが、具体的にはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。いろいろな活動がある際には、民生児童委員はいつも駆り出されますが、委員もだんだん高齢になってきており、もっと若い人にどんどん参加してほしいと思っています。

また、「常設通いの場」について、仙川の「POSTO」はなかなか高齢者には敷居が高く、若いママさんや子どもたちがよく使っている場です。高齢者も使用していいということを、もっと宣伝したほうがいいと思います。

○事務局 「担い手の発掘・育成」については、これまで非常に苦慮してきました。「常設通いの場」の運営者たちと令和3年度くらいから協力し会議を開催してきましたが、彼らは、民間の柔軟な発想を持ち、ボランティアを集める力が大きく、今年立ち上げた「ふふ富士見」は半年で44、5人くらいのボランティアを集めました。口コミやSNSを活用し、若い人から高齢者までの幅広い年代層の方を集めるノウハウをすでに蓄積しています。やってみたいという想いを持っている方はうっすら見えてはいますが、潜在層であるため、ボランティア活動の方法がわからないのです。通いの場の運営者たちと潜在担い手層をどのようにリンクさせていくかという取組を行っています。

○顧問 意図はわかりましたが、それを計画の中でどう表現するかということですので、今の説明を少しつけ加えればいいと思います。「連携して」や「それぞれの力量を」等の表現を用い、簡潔にまとめてください。

○事務局 わかりました。そちらを表記するようにいたします。

○委員 第9期の取組は非常によく検討されていると思いました。ただ、今後の不安材料は、職員の負担増と人材の不足であると思います。昔からの問題であり、今回も人材不足を文字に起こしてはいますが、実際に解消する目途が立っているのか心配です。13 ページにあるように現役世代は確実に減少するわけで、負担増が目に見えています。49 ページの染地地区にあるような、高齢化率が高くても健康リスクが低い理由を詳細に調べ、他の区域に生かすようにするのはいかがでしょうか。そういったことで、サービスへの人材登用を抑えることとなります。若い人の力が必要であるということもわかるのですが、現役世代の負担を軽くすることが大事だと思います。

○顧問 染地地区にはなぜ元気な方が多いのかを調べてみてはどうかということです。今、資料はありませんね。

○事務局 まだ深く分析まではしていません。

○顧問 各地域がそれぞれ近いため同じような状況の所もあると思われるので、無理して根拠を示すことのないように注意していただきたいと思います。どうしたら健康維持ができるのかということと、高齢者の支援に関わることをどう強化するのかということを示すことが必要です。高齢であってもできる範囲でどうやって地域で活性化することができ、どうやって地域の担い手になってもらえるかということを書き加えることができるかどうか検討してください。

○委員 65 ページの「(4) 総合事業の実施」で、総合事業は難しい部分があるため多くは記載されていないのかもしれませんが、「新たな活動の枠組みとなるサービスB・Cの可能性や有効性等を含め」検討するとなっていますが、サービスB・Cは訪問型も通所型もどちらも検討するのですか。

○事務局 どちらも検討します。

○委員 この部分は皆さんにはわかりにくいマニアックな部分であると思い、お聞きしました。

○顧問 計画を策定している人はマニアックになりつつあるため、わかりやすいかどうかに気づき質問して下さりありがとうございます。

○顧問 それぞれの施策の中で重点分野を定めたようですが、51 ページの表に〔重〕と記載されていてもわかりにくいいため、各施策の説明に「重点施策」と明記したほうがいいと思います。

65 ページの「(4) 総合事業の実施」にある、家事援助ヘルパー養成研修に関する K P I が今回は削除されていますが、どこかに出てくるのですか。K P I としては採用しないのですか。

○顧問 [重] の表記は統一してください。家事援助ヘルパー養成研修に関する K P I についてはどうですか。

○事務局 こちらの K P I はあえて削除しています。市で行っている家事援助ヘルパーは、市独自の制度なのですが、かなり苦戦しています。担当者と協議した結果、今後も養成はしていきますが、はっきりと数字を載せることでそれに縛られるのはどうかということで今回は削除しました。家事援助ヘルパーをやるにあたっては、2 年くらい前までは意識の啓発や家族の介護学習の方も受け入れてきましたが、介護人材の育成ということを考え、働く意味合いの強い方に限定しました。そのためさらに苦戦を強いられていますが、方針はぶれないほうがいいということで、働く意識のある方を呼び込みたいと考えています。

○顧問 総合事業でないことはよくわかりましたが、介護人材対策は非常に重要ですので、やるのであればどこかに入れておいたほうがいいと思います。

○事務局 養成をしても働く場所がありません。目標を 100 人と掲げ 100 人育てても、就労先がなければどうするのかという話になってしまいます。事業所とそこをマネジメントする地域包括支援センターとが、意識の醸成を含め丁寧にやっていかなければならないと思っています。

○顧問 働く場所がないのはなぜかという、事業者が消極的になっている場合もあり、ヘルパーへの支払いはあまり変わらず利用者にとってのメリットがあまりないということも挙げられます。重点施策にもなっているわけですから、この点はきちんと整理していかなければなりません。働きたいと思っている人だけを養成しようとする絶対には受講者は減るため、条件を限定することはいいのかどうか疑問です。もう少し柔軟であってもいいのではないのでしょうか。どこに載せるのかも含め検討をお願いします。

○委員 家事援助ヘルパーについてはいろいろな課題があります。実例として、ヘルパーの資格を取り、弊社の有償住民参加型サービスに登録し活動するうちに、次のステップに移り本格的にやってみようとする流れが生まれたりもしています。直接大きな数字には見えていなくても、65 ページの「福祉人材確保の一環として」という言葉に関しては、ポジティブな流れが確かに市内で起きているということをお伝えします。

○顧問 福祉公社の会員制サービスの中で、今のように人材を確保することは意味があるということですね。それは根幹となる議論です。介護予防とは基本的に孤立予防が重要となります。そこで、体操の話や、皆で集まれる場所をどうするかとか、元気な方たちの活用をどうするか等を検討していくわけですが、61 ページに「健康づくりに参加でき」とあるように、孤立予防という視点を明らかにしていくことが大事ではないかと思います。孤立になると、一気に介護状態になっていくため気をつけなければなりません。

○モニター員 私の住む布田地区では、49 ページに健康リスクが低い高齢者が多いと記載されていますが、やはりそうなのかと思いました。周りの住人を見ていると、高齢者にとってはとても居心地がいいのではないかと感じます。皆さん元気で公園に集まり、朝から歌を歌い、体操をして、自治会館でいろいろなサークルをつくっています。書道や 10 の筋力トレーニング、椅子を使った体操等、活発に活動しており、数字に表れていると思いました。

○顧問 今のご意見は圏域を分析する際にヒントになります。

○モニター員 計画書ということであればたいこんな感じになることは理解できますが、やはり一般市民が理解しなければいけないことで、欠けていると感じたのは市民への周知の方法で、一言入れていただきたいと思っています。

○顧問 周知というのは、本計画の周知ということですか。あるいは、計画に記載されている施策の周知ですか。

○モニター員 施策の周知です。パブリック・コメントもやるわけですから、わかりやすく一般向けに、1 行でも周知についての記述があればわかりやすいと思います。

○顧問 わかりやすい情報の提供ということで、「常設」といった言葉は使わないということですね。

○**モニター員** 各施策において、指標・実績値・計画値がありますが、例えば、53 ページの「(2) 地域包括支援センターの周知」における指標は「地域包括支援センターの認知度」で、この認知度を上げていくことを目標としています。計画中にこのような「認知度」が出てきますが、これは市民意識調査の結果から出たものですか。

○**事務局** 指標の「認知度」は、「市民福祉ニーズ調査」や「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」等の各種調査より取っています。

○**モニター員** 一般市民にとっては細かいと思うのですが、例えば、63 ページの「(1) 地域支え合い推進員の活動充実」の指標も「地域支え合い推進員認知度」となっていますが、推進員数にしたほうがより具体的な計画としてはいいのではないのでしょうか。「認知度」というものは、抽象的なものになるかもしれないため現実に即していないのではないかと思います。

○**顧問** 「認知度」は書き方が難しいですが、数値ではすでに「認知度」として出ているためそれを挙げていくのは正当なやり方です。「認知度」はどうやって出すのかというと、調査結果に「認知度」と記載されているからと言うしかありません。これについては工夫をお願いします。

○**顧問** 書き方の問題であると思います。推進協議会の2回目の資料では「周知・情報提供の仕方を検討・改善する。」と書いてKPI（認知度）が15%になっており、これが削除されています。それであれば整合すると思います。活動を周知し、活動を市民に広げていくということがあるため、はじめてこれが成り立つわけです。KPIと併せて書き方を考えたほうがいいと思います。

○**モニター員** 47 ページ以降の福祉圏域のデータから、各地域の特徴がよくわかりますが、1つの表にまとめ、地域の比較ができるようにすると見やすいのではないのでしょうか。

○**顧問** 検討いたします。

○**モニター員** 計画書であるためにこのような言葉遣いになるのかもしれませんが、「充実を図ります」「実現していきます」「努めます」「取り組みます」のように文が終わっています。一般市民として、以前は、市はこんなことを考えてやっているのだと感心していました。しかし具体的にどんなことをやっているかは、本会議に参加してわかりましたが、それまでは広報しか知る方法はありませんでした。これだけのことをやっているのに、ほとんどの人は知りません。アピール力がとても弱いと思います。私は体操教室があることを知り体育館に行ってみました。高齢者も大勢やってきて楽しそうにやっていました。「こういうことをやりたいです」とか「頑張ります」だけではなく、どうしたらそこに手が届くのかという方法をどこかに記載していただきたいと思います。「みまもりさん」になりたいと思っても、具体的にどこに行ってもどうすればいいのかがどこにも書いてありません。どこに行けばわかるのかという最初の場所を書いてあれば、行ってみる人がいるかもしれません。そういったアピール力をもう少し付けていけば本計画もよりよくなると思います。

また、以前、ゆうあい福祉公社で家事援助ヘルパーのボランティアをしていましたが、ものすごく大変でした。各家庭で、1、2時間の間に、カボチャは面取りをし、たらこはこの店で買ってくるといった指示が出され、雑巾の使い方についても紙に書かれており、4種類くらいの雑巾を紙の指示通りに使わなければなりません。ひと口に人材確保と言われますが、実際にやってみると甘くはありません。最終的には、うつ病の方の家に行くことになり、掃除機をかける後ろをついて回られ、ずっと話しかけられ疲れ果ててしまい辞めることになりました。知識のある方ならまだしも、よくわからない者が知らないお宅に伺うということは、とてもハードルが高いということを理解していただきたいと思います。

○**顧問** その道筋をつくるのは、人なのか、情報なのか、データなのか、いろいろな方法があるとは思いますが、その中でも情報提供をしっかりとしたほうがいいのではないかと思います。ただ、個別に記載していくわけにはいかず、まず形をつくり、そこから展開していくことにはなりますが、その部分の本計画に入れるのか、実施計画に入れるのか、検討する必要があると思います。

○**モニター員** 47 ページの福祉圏域の若葉町に住んでいますが、特徴をよく表していると思います。調布市は

それほど大きくはなく、圏域人口も3万人程度なので、これほど特徴が出るとは意外でした。地域包括支援センターの認知度は高いのですが、それは地域包括支援センターからいつもお便りをいただき回覧しているためであると思います。また、古く大きな住宅が多いため、古くから住んでいる方どうしの付き合いが多いようです。家と家が離れており、高齢化も進んでいるため、活動は低いのですが、よくここまで調べられ、きちんと数字になっていると感心しました。

○顧問 福祉圏域の調査については、確かに頑張ったと思います。

○副会長 本計画書はとても分厚く、いろいろなことが書いてあり、調布市が多くのをやっていることがわかるのですが、それを市民に知ってもらわなければ意味がないと思います。興味を持っている人が読めばなるほどと入ってくるのですが、おそらく市民の大半は興味がないと思われます。そういう方たちに少しでも理解し、知ってもらうため、紙1枚でもいいので興味を引くようなチラシをつくることはできないでしょうか。

○顧問 概要版は作りますね。計画というものは、きちんと表に出して、根拠を求めて発言する人もいるため、それに耐える内容でなければなりません。そういう意味で、行政は苦勞しながらつくっているということをご理解ください。読んでわかる内容ということでは、計画書でも努力はしていますが、概要版等で対応していただきたいと思います。

○委員 61ページに介護予防の取組についての記載があり、フレイル予防についても触れられています。用語集にも「介護予防」と「フレイル」それぞれ説明がありますが、厳密には介護予防とフレイル予防は段階が異なり、介護予防の前にフレイル予防が来る位置づけとなります。その違いを用語集で説明したほうが良いと思います。

○顧問 検討いたします。

○委員 先ほどから、アピール力の不足やもっと知ってもらうようにする等の意見が出ていますが、今回の会議内容である第3章に情報に関する施策が記載されていますので、そこに関しては次回申し上げます。

○委員 「通いの場」は、孤立を防ぐという意味で、同じような気持ちを持った人たちが集まり、さまざまな話をする場ではないかと思います。調布市ではそういった場を確保することは大変ですが努力していただきたいと思います。

○委員 63ページの「施策2-2 生活支援の展開」に「新たなサービスの担い手として期待される若年層や男性の掘り起こし」とありますが、なぜ男性なのですか。

○事務局 「男性」とあえてつけ加えたのは、今年度2回目の推進協議会において生活支援について検討した際、多くの委員から、女性の活動はすでに進んでいるが、男性は地域とのつながりが希薄であり、退職後は家に閉じこもる方が多く、そういった方たちを地域に連れ出し活躍していただくことが必要であるとの意見がありました。今回は男性の活躍にも着目し、敢えてこのように落とし込みました。

○顧問 その趣旨がわかるように記載していただきたいと思います。

○委員 市の方が昨年度よりもかなり細かく重要なポイントを示してくださり、地域包括支援センターとしてはこのように具体的に出していただくのがやりやすいと思っています。課題については、解決まではいかないにしても、そこに向けてやっていくことが大切です。包括では普段は重度の方の相談に乗ってしまいがちで、チラシをつくる等のPRに時間をかけられないのが現状です。実際には「みまもっと」担当がパワーポイント等を利用しながらチラシをつくり、どのようにしたらわかりやすいかを考えています。こちらの包括でも「花園だより」というものを出していますが、わかりやすい言葉遣いを検討したり、イメージを持っていただくために今までは入れなかった顔写真を入れたり、工夫するようにしています。65ページにあるサービスB・Cをやろうとしても、なかなか現実にはそううまくいかないのではないかと包括としては思っていますが、市民としては利用料金が安く利用できるためいいのではないのでしょうか。ただ、計画に記載するのは国が推進しているためかもしれず、人材も不足しており、あまり細かく言われても市も困ると思います。今後も、他の包括のいいところを真似しつつ、市民のために取り組んでいこうと考えていますが、日々の活動においてはなかなかそこまで到達できません。

○顧問 それぞれの意見がそれぞれ大切だと思いますので、計画にどのように反映できるか詰めていくことが必要だと思います。原則として、ここに記載されているものは実現していこうという根拠になるため、載せなければ予算もつきません。そう意味も持つ計画であることをご理解いただき、どのようにわかりやすく伝えられるかを検討していかなければなりません。

4 事務連絡

5 閉会